

S O T E T S U F RÉSÀ INN ソウル明洞

宿泊約款

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、ご宿泊のご継続および館内施設のご利用をお断りさせていただくこともあります。また、館内の設備・備品等を破損した場合は費用をご負担いただく場合がございます。

記

- (1) 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (2) 廊下または客室内で、暖房用または炊事用の火気をご使用にならないでください。
- (3) 火災防止のため、ベッドの中、禁煙室、その他火災の発生しやすい場所で喫煙なさらないでください。
- (4) 外来客を客室内に招いて諸設備および諸物品を使用させたりしないでください。
- (5) 館内および客室内の備品をみだりに所定の場所から移動なさらないでください。
- (6) 館内および客室内の器具・備品の現状を許可なしに変更したり手を加えたりなさらないでください。
- (7) 館内で許可なしに他のお客様に広告物の配布や、物品の販売、寄付・署名を集めたりなさらないでください。
- (8) 他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疾病をおもちの方のご宿泊はお断りさせていただくことがあります。
- (9) 廊下やロビー等に所持品を放置なさらないでください。
- (10) 客室よりの電話には施設利用料を加算させていただきますのでご了承ください。
- (11) 館内および客室内でお客様に迷惑をかけるような写真撮影は固くお断りさせていただきます。
- (12) ご面会はロビーでお願いいたします。
- (13) 私共は多くて（最大で）も、3昼夜の清掃不要希望をお受けするものとします。3昼夜を越えた場合は、施設管理約款に基づき、客室の衛生維持管理のため清掃を行うものとします。

第1条（約款の適用）

当ホテルが締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款が定めるところによるものとし、約款に規定されていない事項については法令または慣習によるものとします。

- 当ホテルは、クレジットカード予約に関するについては本規定に従うものの、その細部事項はクレジットカード会社とホテル加盟店間の約款に従います。
- ホテルの規定が現地の法令に違反しなければ、ホテルは別途の特別な措置を履行することがあります。
- 当ホテルが法令及び規定に反しない範囲の特別規約に従う際には、前項目の規定より特別規約が優先するものとします。

第2条（宿泊拒否の場合）

ホテルは、下記に明示された場合によって宿泊をお断りすることがあります。

- 宿泊の申込がこの約款によらない場合
- 満室によって客室の余裕がない場合
- 宿泊しようとするお客様が宿泊に関する法令または公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合
- お客様が泥酔した場合などで他のお客様に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められる場合、及びお客様が他のお客様に迷惑を及ぼす言動をした場合
- 宿泊しようとするお客様が伝染病者であると明らかに認められる場合
- 宿泊しようとするお客様が不必要な補償を要求する場合
- ペット又は危険薬物或いは武器などを所持していると認められる場合
- 天災地変、施設の故障など、やむを得ない理由で宿泊に応じることができない場合
- 大韓民国の法令が規定するところにより宿泊できないと認められる場合
- 労働力の不安や他の緊急状況によってホテルの運営を中断した場合
- 宿泊しようとする者が予約した部屋又は当ホテル内において、「物品の販売等を行う」など自己又は第三者の利益を図る目的を秘して申し込みをされた場合
- 悪臭を発する物、常識的な量を超える物品、その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるものを所持する場合

第3条（氏名等の明示）

- 当ホテルは、宿泊に先立ち、宿泊の申込を受けた場合、期限を定めて宿泊予約申込者に対して次の事項などの明示を要求することがあります。

- (1) 宿泊されるお客様の氏名、性別、国籍、年齢、職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) その他当ホテルで必要であると認められる事項
2. お客様が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超過して引き続き宿泊を希望する場合、当ホテルは延長申込が行われた時点で新たな宿泊契約の申込として処理します。

第 4 条（予約金）

1. 当ホテルは、予約金またはクレジットカードで保証した場合のみ予約を保証します。
2. 当ホテルは、予約解除の際、第 5 条で定めた内容に従って料金を請求し、残額がある場合には返金いたします。
3. クレジットカードで予約解除金を請求する場合には、ホテル担当者、クレジットカード番号、日付及び金額などの内容をお客様にお知らせします。
4. すべての予約金を当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、予約金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。又、以下の場合はこれに限りません。
 - (1) 当日、自動チェックイン機を利用するお客様
 - (2) ホテルオーナーもしくはホテル従業員

第 5 条（予約の解除）

1. 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予定日の 24 時間以内に予約を取り消した場合、該当予約の 1 泊に該当する違約金をいただきます。但し 1 泊あたり 10 室を超える団体予約については別途第 4 項に定めるとおりといたします。
 - (1) 宿泊日から 1 日前に取り消す場合：取消手数料なし
 - (2) 宿泊日から 1 日以内に取り消す場合：初日の宿泊 1 泊料金を賦課
 - (3) お客様が連絡なく宿泊しない場合や現れない場合：初日の宿泊 1 泊料金を賦課
 - (4) 天災地変時：取消手数料なし
2. 上記取消規定は、ホテルの契約またはプロモーションにより基準が変わることがあるので、予約する際に取消規定を必ず確認してください。
3. 宿泊する間、日程を減らす場合も予約取消とみなされるので、宿泊日の 1 日前までにホテルに正確な宿泊日程をお知らせください。

4. 10 室を超える団体については予約受注後に送付する予約受注確認書に記載された違約金規定を適用いたします。
5. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の 24:00 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 6 条（予約の取消）

1. 当ホテルは、別途に定めるところを除いて、次の場合には宿泊予約を取り消すことがあります。
 - (1) 第 2 条第 1 項から第 12 項までに該当すると認められる場合
 - (2) 当ホテルが定める期限内に予約金を支払わない場合
 - (3) 第 3 条事項の明示を要求したが明示しない場合
 - (4) 寝室での喫煙、消防用設備などのいたずら、その他当ホテルが定めた利用規約の禁止事項(火災防止の必要などに限る)を準行しない場合
2. 当ホテルは、前項の規定によって宿泊予約を取り消した場合、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 7 条（宿泊の登録）

宿泊されるお客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントで次の事項を登録していただきます。

1. 第 3 条第 1 項の事項
2. 外国人に対しては旅券番号、入国年月日、入国情地
3. 韓国人に対しては住民登録番号(生年月日 6 衢)
4. 住所地、生年月日
5. 出発日及び出発予定時刻
6. その他ホテルで必要であると認められる事項

第 8 条（チェックイン時間）

1. チェックイン可能時間は 15:00 時以降です。
2. 客室の保証としてクレジットカードあるいは全宿泊金額の 1.5 倍の現金を預り金として要請することができます。

第9条（チェックアウト時間）

1. チェックアウト時間は、12:00 時です。
2. 17:00 時までは、1 泊料金の半額が請求されます。
3. 17:00 時を経過した場合には、1 泊料金全額が請求されます。

第10条（運営時間）

ホテルの運営時間は、予告なく一時的に変更することがあります。

第11条（料金の支払い）

1. 料金の支払いは、当ホテルで認められた支払い方法またはクーポンによってお客様のチェックアウト時、または当ホテルで請求した際に料金についてお支払ください。但し、個人の小切手は取り扱いません。
2. お客様が任意に宿泊をしなかった場合でも、当ホテルは宿泊料金を請求します。宿泊料金は、1 室宿泊基準であり、ホテルが定めた人数を超える場合、追加料金が発生する場合があります。
3. 当ホテルがお客様に客室を提供して使用できるようにした後、お客様が任意に宿泊しない場合でも宿泊料金は賦課されます。

第12条（利用規定の遵守）

宿泊されるお客様は、当ホテル内では当ホテルが提示した利用規定を遵守していただきます。

第13条（宿泊継続の拒否）

当ホテルは、お客様を受け入れた宿泊期間中でも次のような場合には、宿泊をお断りすることができます。

1. 第2条第1項から第12項までに該当すると認められる場合
2. 契約の条項に違反した場合

第 14 条（宿泊客の責任）

お客様は、チェックインした瞬間からホテルのすべての指針を遵守し、退室時には持ち物を全て持ってチェックアウトしてください。

第 15 条（客室キーの受け渡し及び返却（スマートキーを除く））

1. お客様は、チェックイン登録時にフロントで客室キーを受け取り、チェックアウトの際には未清算の料金の支払いと共にフロントに客室キーを返却してください。
2. お客様は、チェックイン登録後にホテルの客室キーを紛失した場合には、直ちにフロントに紛失届け出てください。
3. ホテルの客室キーを紛失した場合、故意過失に関わらずお客様の責任となります。その場合、ホテルが指定する弁償金を請求する場合があります。
4. お客様が客室キーを所持したままチェックアウトした場合には、直ちに郵便またはその他の方法で速やかにホテルにご返却ください。

第 16 条（委託物などの取り扱い）

1. お客様がフロントに預けた物または現金(フロント職員が確認した現金に限る)に該当する貴重品については、預ける際にリストを作成して損失、毀損などの損害が発生した場合、ホテル側で作成されたリストの品目に基づいて故意及び過失がある場合にのみ損害賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 50 万ウォンを限度としてその損害を賠償します。
2. お客様が当ホテル内に所持する物または現金(フロント職員が確認した現金に限る)に該当する貴重品のうち、フロントに預けなかった物について、当ホテルの故意または過失による損失、毀損などの損害が発生した場合にのみ損害賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 50 万ウォンを限度としてその損害を賠償します。
3. 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 17 条（お客様の手荷物または携帯品の保管）

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合には、その到着前に当ホテルが許可した場合に限って責任をもって保管し、お客様がフロントでチェックインする際にお渡します。

- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合 又は所有者が判明しないときは、貴重品及び個人情報を含む物品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3箇月経過後処分いたします。ただし、衛生環境を損なう飲食物、雑誌等は即日処分します。

第18条（駐車の責任）

宿泊客が当ホテルの専用駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。

第19条（お客様の責任）

- お客様の故意または過失によって当ホテルに損害があった場合には、そのお客様にホテルに対して損害賠償の責任を負っていただきます。
- お客様が当ホテルの利用規則を遵守しないために起こった事故に関しては、当ホテルは責任を負いません。

第20条（当ホテルの責任）

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
- 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけた時に終わります。

第21条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

- 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当ホテルは、前頁の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 22 条（準拠法と管轄裁判所）

当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、大韓民国の法律を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。